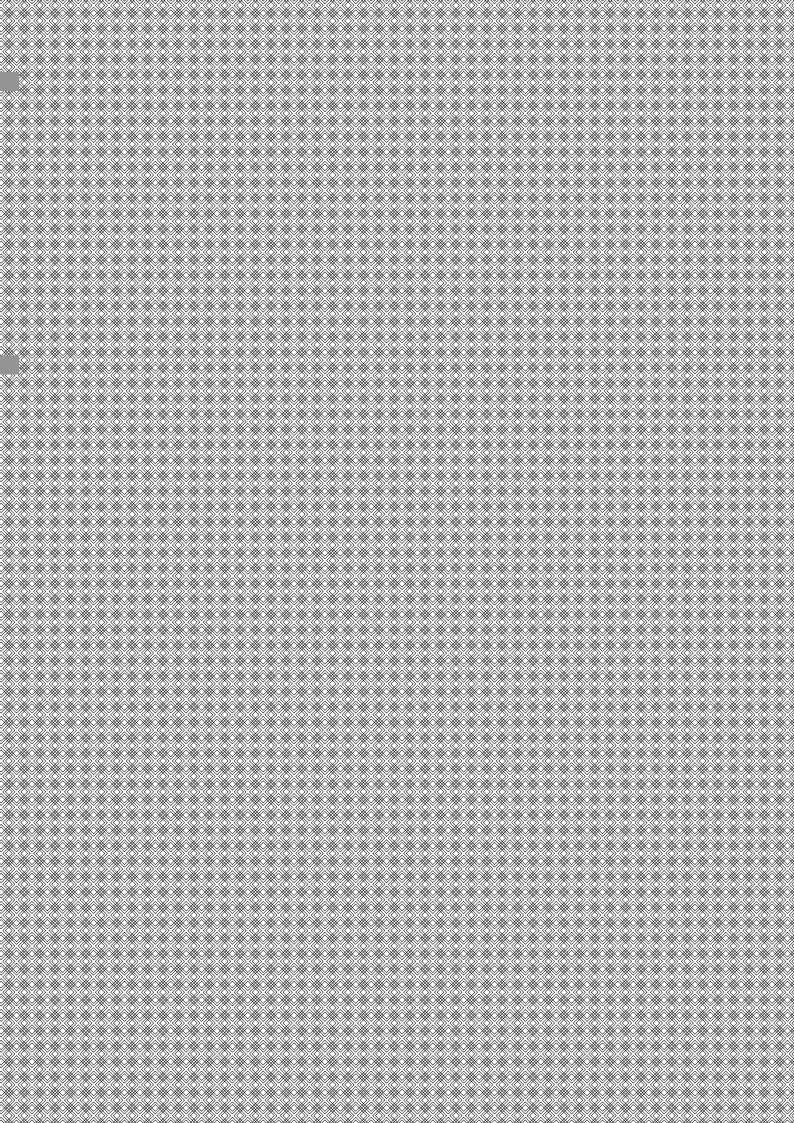
Z - 73 - B

財務諸表論 試験問題

[注意事項]

- 1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
- 2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
- 3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
- 4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
- 5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
- 6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ (ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。 修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な 筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点され ません。
- 7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用、第二問用及び第三問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
- 8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
- 9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
 - なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
- 10. 問題文に指示しているものを除き、令和5年4月7日現在の施行法令等によって出題されています。
- 11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
- 12. この問題のページ数は、「B 1~B17」です。
- 13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 - 25 点-

問1(7点)

答えなさい。

| 序文 | | | | | |
|---|-------------------|---|--|--|--|
| (前略)… | | | | | |
| 財務報告はさまざまな役割を果たしているが、ここでは、その目的が、投資家による企 | | | | | |
| 業成果の | 予測と企業価値の評 | 価に役立つような、企業の財務状況の開示にあると考える。 | | | |
| 自己の責作 | 任で将来を予測し投資 | 資の判断をする人々のために、 _② 企業の <u>a</u> (ストック) | | | |
| とその | b (フロー)が | 開示されるとみるのである。 | | | |
| …(後略 | (1) | | | | |
| | | | | | |
| 1) 財務幸 | 最告の目的を規定して | ている下線①は意思決定有用性を示しているが、これを支える | | | |
| 本的な特 | 5性について、討議資 | 資料第2章「会計情報の質的特性」に基づき、組み合わせとして | | | |
| も適切な | ょものを1つ選び、話 | 己号(ア〜オ)で答えなさい。なお、(i)と(ii)は組み合わせを示し | | | |
| いる。 | | | | | |
| | | | | | |
| ア (i) | 意思決定との関連性 | 生(ii) 真実な報告 | | | |
| イ (i) | 意思決定との関連性 | 生(ii) 信頼性 | | | |
| ウ (i) | 情報価値の存在 | (ii) 検証可能性 | | | |
| 工 (i) | 情報ニーズの充足 | (ii) 中立性 | | | |
| 才 (i) | 情報ニーズの充足 | (ii) 比較可能性 | | | |
| | _ | | | | |
| 2) 下線② | ②について、空欄 | a 及び | | | |
| び、記号 | 号(い~ち)で答えなさ | ¿ / ゝ º | | | |
| 【選択肢】 | | | | | |
| | | | | | |
| い:キャ | ・ッシュポジション | ろ:投資のポジション は:貸借対照表 に:財政状態変動表 | | | |
| ほ:成界 | F | へ:包括利益 と:経済的便益 ち:経済的資源 | | | |
| | | | | | |
| 3) 下線(2 | ②に関して、 a | 」 と b を表すため、討議資料第3章では貸借対照表 | | | |
| び指益言 | - | 」 要素を定義している。次のア〜オの文章は、第3章が定義して | | | |
| | | を説明したものである。空欄 (ア) ~ (オ) に入るべ | | | |
| るる垻♭ | 1のりりかり3項目を | : 武明したものでのる。 宝剛 (/) ~ (/) に入るへ | | | |

— В 1 — z—73—в

| ア | (7 | ') と | は、過 | 去の取 | 引又は | :事象の結 | 果とし | て、報告 | 主体 | が支配してい | る経済的資 |
|------------------|--------------|------------|------|-------|--------------|-------|------|-------|------|--------|-------|
| 源 | を放 | 棄若し | くは引き | き渡す郭 | と 務、 こ | 又はその同 | 同等物 | をいう。 | | | |
| イ | (1 | <u>)</u> と | は、 | (ウ) | 又は生 | 少数株主排 | 員益(非 | 支配株主: | 損益); | を増加させる | 項目であり |
| 特 | 定期 | 間の期ま | 末までに | こ生じが | (2 | エ) の均 | 増加や | (P) | の減少 | 少に見合う額 | のうち、投 |
| 資 | のリ. | スクかり | う解放さ | された部 | 8分で 8 | ある。 | | | | | |
| ウ | (ウ | <u>y</u>) | は、特 | 定期間 | の期末 | までに生 | じた約 | 性資産の変 | 動額の | のうち、その | 期間中にリ |
| ス | クか | ら解放さ | された打 | 没資の 原 | 以果で る | あって、幸 | 设告主任 | 本の所有者 | 作に帰り | 属する部分を | いう。 |
| 工 | L) | ٤) ك | は、過 | 去の取 | 引又は | :事象の結 | 果とし | て、報告 | 主体 | が支配してい | る経済的資 |
| 源 | をい | う。 | | | | | | | | | |
| オ | (オ | ·) | は、 | (ウ) | 又は生 | 少数株主排 | 員益(非 | 支配株主: | 損益) | を減少させる | 項目であり |
| 特 | 定期 | 間の期ま | 末までに | こ生じが | · (2 | エ) の流 | 載少や | (ア) | の増加 | 加に見合う額 | のうち、投 |
| 資 | のリ. | スクかり | う解放す | された部 | 8分で る | ある。 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 【選択 | 技】 | | | | | | | | | | |
| γ ₂ : | (ア) | 資産 | (イ) | 収益 | (ウ) | 純利益 | (工) | 負債 | (才) | 費用 | |
| ろ: | (7) | 資産 | (イ) | 費用 | (ウ) | 純利益 | (工) | 収益 | (才) | 負債 | |
| は: | (ア) | 負債 | (イ) | 費用 | (ウ) | 純利益 | (工) | 収益 | (4) | 資産 | |
| に: | (ア) | 負債 | (1) | 収益 | (ウ) | 純利益 | (工) | 資産 | (4) | 費用 | |
| ほ: | (ア) | 収益 | (1) | 資産 | (ウ) | 負債 | (工) | 純利益 | (才) | 費用 | |

問 2 (18 点)

次の文章は「固定資産の減損に係る会計基準」(以下「減損会計基準」という。)二 1. \sim 3. を引用したものである。これに基づいて以下の(1) \sim (3)の間に答えなさい。

- 1. 資産又は資産グループに<u>減損が生じている可能性</u>を示す事象がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。
- 2. 減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定 は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額 を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッ シュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。

減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と 20 年のいずれか短い方とする。

- 3. <a>②
 減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。
- (1) 下線①について、次の説明のうち、減損会計基準二1. に定める規定として、適切でない ものを1つ選び、記号(ア~オ)で答えなさい。
 - ア 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと
 - イ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化した か、あるいは、悪化する見込みであること
 - ウ 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
 - エ 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること
 - オ 資産又は資産グループを当初の予定又は現在の用途と同じ用途にとどめ、これまでの 使い方による収益性や成長性を維持しようとすること
- (2) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」三. では、「固定資産の減損処理は、(略)臨時償却などと同様に、事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理と考えることが適当である。」と述べている。これを踏まえて、次のA及びBの間について、論じなさい。

- A 減損会計基準の公表以前には臨時償却があったにもかかわらず、固定資産の減損処理が 導入されたのはなぜか、減損処理はかつて日本にあった臨時償却と何が違うのか明らかに しなさい。解答に際しては、会計基準の国際的調和以外の観点に立った説明をすること。
- B 減損会計基準では、減損損失の測定は、下線②のように規定されている。企業は資産又は資産グループに対する投資の回収を売却と使用のいずれかの手段によって行うが、下線②でいう回収可能価額はどのように決められるのか、述べなさい。
- (3) 個別財務諸表上、資産のグルーピングが当該企業を超えて、他の企業の全部又は一部とされることはないが、連結財務諸表においては、連結の見地から資産のグルーピングが見直される場合がある。どのような場合に資産のグルーピングが見直されるのか、述べなさい。

〔第二問〕 — 25 点—

問1(13点)

次の【前提条件】に基づき、自己株式及び新株予約権の会計処理に関する以下の(1)~(4)の問に答えなさい。

【前提条件】

- ・ 当社(決算日は毎年3月31日)は、X1期10月1日に1,000株の自己株式(取得単価: @ 30,000円、取得のために支払った手数料:@ 300円)を取得した。
- ・ 当社は、X2期5月1日に新株予約権3,000個(行使価格40,000円で1株購入する権利、発行に伴う払込金額:@2,000円、権利行使期間:X3期4月1日~4月30日)を発行し、当該新株予約権は、全て現金を対価として付与された。
- ・ X3 期 4 月 30 日に、新株予約権のうち 2,500 個が行使され、行使に伴う払込金額は全額払い込まれた。残りの新株予約権は失効した。当該権利行使に伴い、保有していた自己株式 1,000 株(X1 期 10 月 1 日取得分)を全て処分するとともに新株 1,500 株を交付した。資本金の計上額は、会社法の定めによる原則額とした。
- (1) 自己株式の貸借対照表における表示方法については、次の風と图2つの異なる考え方がある。
 - (A) 自己株式を貸借対照表の資産の部に記載する。
 - ® 自己株式を貸借対照表の純資産の部において株主資本の控除項目として表示する。 上記②の表示方法が採用された場合における、当該自己株式の取得原価額を答えなさい。
- (2) 企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(以下「企業会計基準第1号」という。)は、自己株式の貸借対照表表示について、(1)の®の考え方を採用している。その理由を答えなさい。
- (3) 新株予約権の貸借対照表表示を巡っては、それを負債の部に表示する考え方もあれば純資産の部に表示する考え方もある。純資産の部に表示する方法はさらに細かく分かれる。それでは、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「企業会計基準第10号」という。)、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「企業会計基準適用指針第17号」という。)、会社法及び会社計算規則に従った場合、X2期に発行された新株予約権は、当該期の貸借対照表においてどのように表示されるか、その理由とともに答えなさい。
- (4) X3 期に行われた新株予約権に関する処理による株主資本の増加額を答えなさい。なお、全ての会計処理は、企業会計基準第1号、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」、企業会計基準第10号、企業会計基準適用指

針第17号、会社法及び会社計算規則に基づいて行われた。

問2(12点)

次の【前提条件】に基づき、会計上の見積りの変更の会計処理に関する以下の(1)~(3)の間に答え なさい。

【前提条件】

- ・ 当社は X1 期期首に機械装置を 60,000 千円で取得し、使用を開始した。
- ・ 取得時点で当該機械装置の耐用年数は10年、残存価額は取得原価の10%と見積もら れた。
- ・ 当社は当該機械装置について定額法で減価償却を行ってきた。

| ・ X5 期首になって、当該機械装置の残存耐用年数を 4 年(X5 期も含む)、残存価額をゼロに見積りを変更した。 |
|---|
| 1) 次の文章は、会計上の見積りの変更の処理に関する記述である。空欄 a ~ d に入る最も適切な用語と金額を、【選択肢】の中から選び、番号で答えなさい。 |
| 会計理論上、会計上の見積りの変更の処理については次の3つの方法がある。 |
| まず第1法として、見積りの変更があった場合、当初まで遡って修正された見積りを適用 |
| する、つまり【前提条件】に示した例でいえば X1 期まで遡って財務諸表の修正が行われる方 |
| 法があり、これは a 方式と呼ばれる。 |
| 次に第2法として、当初まで遡って修正するという基本的な考え方に違いはないが、過去 |
| の財務諸表の修正は行われず、見積りの変更による影響額を変更が行われた期間に一括して |
| 計上する、つまり【前提条件】に示した例でいえば X5 期に変更の影響額をまとめて計上する |
| 方法もあり、これは b 方式と呼ばれる。この方法が採用された場合、 X5 期には減 |
| 価償却費に加えて変更の影響額(臨時償却費) c 千円が費用計上される。 |
| 最後に第3法として、見積りの変更による影響額を全額変更以降の期間に負担させる、つ |
| まり【前提条件】に示した例でいえば X5 期首時点での未償却残高をそれ以降の耐用年数にた |
| たって償却していく方法もあり、これは d 方式と呼ばれる。 |
| 【選択肢】 |
| |

① 期待値

② 最頻値

③ アキュムレーション

④ プロスペクティブ

⑤ レトロスペクティブ

⑥ キャッチアップ

⑦ アモチゼーション

8 10,500

9 27,000

① 8,400

(2) 企業会計基準第24号[会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準]

(以下「企業会計基準第24号」という。)は、会計上の見積りの変更に関する原則的な取扱いとして、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行うことを要求している。つまり、上述の3つの方法のうち第3法を原則処理としているが、この処理が支持される理由を答えなさい。

- (3) 【前提条件】に示した例について、次の e 及び f それぞれの場合において X5 期の財務諸表に計上される減価償却費の金額を答えなさい。なお、全ての会計処理は、企業会計基準第 24 号及び企業会計基準適用指針第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に 関する会計基準の適用指針」に基づいて行われる。
 - e 当該機械装置の耐用年数及び残存価額について、取得当初(X1 期首)及び X5 期首における見積りが、共にその時点で合理的なものであったと認められる場合
 - f 当該機械装置の耐用年数及び残存価額について、X5期首における見積りは合理的なものであったが、取得当初(X1期首)における見積りが誤謬と認められる場合

— В 7 — Z—73—В

甲株式会社(以下「甲社」という。)は商品の販売業を営んでいる。

【資料1】~【資料3】に基づき、甲社の第73期(自 X4年4月1日 至 X5年3月31日)における貸借対照表及び損益計算書を会社法及び会社計算規則に準拠して作成し、会社計算規則に基づく附属明細書のうち「販売費及び一般管理費の明細」を作成しなさい。かつ、【資料4】の(ア)~(ク)の空欄を埋めて、甲社の第73期における個別注記表(一部抜粋)を完成させなさい。

解答上の留意事項

- イ 【資料1】の決算整理前残高試算表及び【資料2】の販売費及び一般管理費の内訳は、【資料 3】に記載されている事項を除き、決算整理は適切に処理している。
- ロ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式による。なお、 特に指示のない限り、消費税等について考慮する必要はない。
- ハ 税効果会計は、特に指示のない項目については適用しない。その適用にあたっての法定実 効税率は、前期及び当期ともに 30 %とする。将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収 可能性については問題ないものとする。
- ニ 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的な方法によることとし、金 額の重要性は考慮しない。
- ホ 解答金額については、【資料 1】の決算整理前残高試算表における金額欄の数値のように 3 桁ごとにカンマで区切ること。また、解答金額がマイナスとなる場合には金額の前に「△」印を付すこと。この方法によっていない場合には正解としない。
- へ 計算の過程で生じた千円未満の端数は、計算の都度、切り捨てること。
- ト 期間配分は、全て月割計算とする。

【資料1】 甲社の決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表

X5年3月31日現在

(単位:千円)

| 勘定科目 | 金 額 | 勘定科目 | 金 額 |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 現金 | 7,067 | 支 払 手 形 | 68,221 |
| 当 座 預 金 | 950 | 買 掛 金 | 190,039 |
| 普 通 預 金 | 38,640 | 借 入 金 | 280,000 |
| 定 期 預 金 | 21,420 | 未 払 費 用 | 9,000 |
| 受 取 手 形 | 112,400 | 仮 受 消 費 税 等 | 308,660 |
| 売 掛 金 | 244,590 | 前 受 金 | 11,110 |
| 有 価 証 券 | 155,339 | 仮 受 金 | 92,988 |
| 繰 越 商 品 | 390,523 | 賞 与 引 当 金 | 22,009 |
| 仮 払 金 | 32,050 | 貸 倒 引 当 金 | 3,990 |
| 仮 払 消 費 税 等 | 276,430 | 建物減価償却累計額 | 108,600 |
| 建物物 | 568,471 | 構築物減価償却累計額 | 30,333 |
| 構築物 | 82,845 | 器具及び備品減価償却累計額 | 15,130 |
| 器具及び備品 | 41,025 | 退職給付引当金 | 113,590 |
| ソフトウェア | 23,280 | 資 本 金 | 300,000 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 43,526 | 資 本 準 備 金 | 50,000 |
| 仕 入 | 3,295,286 | 利 益 準 備 金 | 24,300 |
| 販売費及び一般管理費 | 352,995 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 79,391 |
| 支 払 利 息 | 2,728 | 売 上 高 | 4,004,150 |
| 法 人 税 等 | 27,200 | 受 取 利 息 | 244 |
| | | 受 取 配 当 金 | 5,010 |
| 合 計 | 5,716,765 | 合 計 | 5,716,765 |

【資料2】 販売費及び一般管理費(352,995 千円)の内訳

(単位:千円)

| | 勘定科 | 目 | 金 額 | | 勘定 | 科目 | | 金 額 |
|----|------|-----|---------|---|----|-----|---|---------|
| 広 | 告 宣 | 伝 費 | 2,888 | 減 | 価 | 償 却 | 費 | 31,543 |
| 従業 | 員給与及 | び賞与 | 141,000 | 租 | 税 | 公 | 課 | 420 |
| 修 | 繕 | 費 | 13,500 | そ | | の | 他 | 163,644 |

【資料3】 決算整理の未済事項及び参考事項

- 1 現金勘定及び各預金勘定に関する事項
- (1) 期末日において金庫を確認したところ、次のものが保管されていた。

| 内 容 | 金額(千円) | 備考 |
|----------------|--------|---|
| 紙幣及び硬貨 | 6,767 | 決算整理は適切に処理している。 |
| 他人振出の当座小 切手 | 300 | 得意先A社から売掛金の回収として受け取り、現金として記帳済みである。小切手の振出日は X5 年5月10日である。 |
| 配当金領収証 | 1,000 | その他利益剰余金の処分による配当金1,000千円を、 F社より受けたが会計処理が未処理である。源泉徴 収税額は考慮しない。 |

(2) 決算整理前残高試算表の各預金勘定に関する事項は、次のとおりである。

| 種 類 | 帳簿残高(千円) | 備考 |
|------|----------|------------------------------------|
| 当座預金 | 950 | 帳簿残高と銀行残高証明書の金額との間に差異があった |
| | | ため、その原因を調査したところ、買掛金を支払うため |
| | | に甲社が仕入先B社へ振り出した手形 2,900 千円が満期 |
| | | となり引き落とされていたが未記帳であった。なお、甲 |
| | | 社は銀行との間で限度額 5,000 千円の当座借越契約を締 |
| | | 結している。 |
| 普通預金 | 38,640 | 決算整理は適切に処理している。 |
| 定期預金 | 21,420 | 全額が X4 年 7 月 1 日に預け入れた外貨建定期預金(預入 |
| | | 金額 200 千ドル、利率年 2 %、利払日年 2 回(6 月末及び |
| | | 12 月末)、預入期間 2 年)である。当期末における為替 |
| | | レートは、115 円/ドルとする。なお、未収利息の会計 |
| | | 処理は未処理である。 |

2 受取手形及び売掛金に関する事項

- (1) 得意先に対する営業債権の期末残高確認の結果、得意先C社に対する売掛金について甲社の 帳簿残高が2,200千円過大であり、その他に調整すべきものはない。その原因を調査したとこ ろ、甲社では過大となった売掛金額に係る売上取引では代金を前受けしていたが、当該前受金 を売掛金に充当する際に、貸借を逆に記帳していたことが判明した。
- (2) 得意先D社に対する営業債権は、前期において経営状況が悪化していたため貸倒懸念債権に 分類していたが、同社は X5 年 2 月に二度目の不渡りを発生させ銀行取引停止処分になった。 D社に対する営業債権の期末残高は受取手形 6,340 千円及び売掛金 3,750 千円である。なお、 D社からは 2,000 千円相当のゴルフ会員権を担保として受け入れている。

(3) 得意先E社に対する売掛金は、当期に入ってから回収が滞り始めたため、E社との取引を停止するとともに、その全額を手形で回収していた。しかし、当該手形については、その後、支払期日が再三延期されており、回収について重大な問題が生じる可能性が高いと判断された。 E社に対する受取手形の期末残高は4,200千円(X5年9月30日期日)である。なお、E社から2,000千円の定期預金証書を担保として受け入れている。

3 貸倒引当金に関する事項

- (1) 営業債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分し、それぞれの期末残高に対して貸倒引当金を次のように設定する(上記1及び2参照)。なお、繰入れは差額補充法によることとし、破産更生債権等に対する貸倒引当金繰入額は特別損失に計上する。
 - ① 一般債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき営業債権の期末残高の1%を貸倒引当金として計上する。
 - ② 貸倒懸念債権に対しては、営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額の 50%を貸倒引当金として計上する。
 - ③ 破産更生債権等に対しては、営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額を貸倒引当金として計上する。
- (2) 決算整理前残高試算表の貸倒引当金勘定の金額は、前期末残高であり、得意先D社に係る額 1,380 千円が含まれている。なお、前期末において破産更生債権等に対する貸倒引当金の計上 はなかった。
- (3) 貸倒引当金は税効果会計を適用する。

4 有価証券に関する事項

決算整理前残高試算表の有価証券勘定の内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

| 銘柄等 | 前期末 | 庆残高 | 当期を | 末残高 | 備考 | |
|---------|--------|------------|--------|----------------|---|--|
| 型1171 寸 | 取得原価 | 時価 | 取得原価 | 時価 | VIII 15 | |
| F社株式 | 52,000 | 27,364 | 52,000 | 25,772 | 上場株式であり、長期投資 目的で保有している。全て 借入金の担保に供している。 | |
| G社株式 | 51,000 | 56,100 | 51,000 | (各自推定) | 海外上場株式であり、長期 投資目的で保有している。 | |
| H社株式 | 42,339 | _ | 42,339 | _ | 非上場株式であり、長期投 資目的で保有している。 | |
| I 社株式 | _ | _ | (各自推定) | _ | 非上場の子会社株式 | |
| 自己株式 | 10,000 | _ | 10,000 | _ | 前期末保有株式数 100 株 単価 100 千円 | |

- (1) 「その他有価証券」のうち、時価のあるものは時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、税効果会計を適用する。)、時価のないものは原価法によって評価している。時価が取得原価の50%以上下落した場合には減損処理を行う。なお、この減損処理は、税務上も全額が損金の額として認められるものとする。前期決算における「その他有価証券」に係る時価評価の仕訳(税効果会計に関する仕訳を含む。)は期首に振戻しを行っている。
- (2) G社株式を 20,000 株所有しており、当期末における 1 株当たり時価は 24 ドル、当期末における 3 株当たり時価は 24 ドル、当期末における為替レートは 115 円/ドルである。
- (3) 日社から受け取ったその他資本剰余金からの配当金4,970千円を受取配当金勘定に計上している。
- (4) 甲社は、当期中に I 社を完全子会社とする株式交換(交換比率は 1:0.8)を行ったが、会計 処理が未処理である。発行済株式総数は甲社が 5,000 株、 I 社が 2,000 株である。

甲社は新株を発行して I 社の株主に交付した。なお、株式交換日の甲社株式の時価は 1 株当たり 150 千円である。

株式交換日における I 社保有の有価証券の時価は 85,000 千円、土地の時価は 110,000 千円 と算定された。

甲社は、増加すべき株主資本のうち、200,000 千円を資本金とし、残額についてはその他資本剰余金とする。

株式交換日の前日のⅠ社の貸借対照表は、次のとおりである。

| | | | | I社 | 貸借対 | | | | | (単位:千円) |
|---|---|---|----------|---------|-----|---------|-----|-----|----|---------|
| 現 | | | 金 | 50,000 | 資 | | 本 | | 金 | 50,000 |
| 有 | 価 | 証 | 券 | 85,000 | 資 | 本 | 剰 | 余 | 金 | 50,000 |
| 土 | | | 地 | 50,000 | 利 | 益 | 剰 | 余 | 金 | 75,000 |
| | | | | | その | 他有個 | 証券記 | 評価差 | 額金 | 10,000 |
| | 合 | 言 | <u> </u> | 185,000 | | 合 | | 計 | | 185,000 |

- (5) H社、I社について財政状態の著しい悪化は生じていない。
- (6) 自己株式の当期中の増減はない。

- 5 商品及び仕入高に関する事項
 - (1) 決算整理前残高試算表の繰越商品勘定の金額は、前期末残高である。
 - (2) 商品の期末残高の内訳は次のとおりである。商品は移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しており、帳簿棚卸高に記載の単価は移動平均法により適正に計算されている。

| 商品名 | 帳簿 | 棚卸高 | 実地棚卸高 | ギ思の山宏 築 | |
|---------|----------|----------|----------|----------------|--|
| 岡吅石 | 数量 | 単価 | 数量 | 差異の内容等 | |
| J商品 | 8,705 個 | 10,600円 | 8,625 個 | 下記(3)参照 | |
| K商品 | 13,010 個 | 7,800円 | 12,950 個 | 下記(4)参照 | |
| L商品 | 5,220 個 | 16,800 円 | 5,220 個 | 下記(5)参照 | |
| M商品 | 9,280 個 | 14,100円 | 9,470 個 | 下記(6)参照 | |

- (3) J商品の棚卸差異は、原因が不明であったため、売上原価処理を行う。
- (4) K商品の棚卸差異は、見本品として店舗内に展示しているために生じたものであることが判明したため、販売費及び一般管理費(広告宣伝費)に振替計上する。
- (5) L商品のうち 3,000 個は天災により損傷を受けていることが判明した。当該商品の処分見込額は1個当たり 1,800 円である。当該簿価切下げ額は特別損失の棚卸資産評価損に計上する。
- (6) M商品の棚卸差異は、全て仕入の計上が漏れていたものであることが判明したため、仕入の追加計上を行う。なお、追加計上分の商品代金は、期末日現在未払いであり、1個当たりの単価は14.100円である。
- (7) 仕入割引 7.981 千円が仕入勘定から控除されている。
- 6 有形固定資産に関する事項
 - (1) 有形固定資産の減価償却の方法は、建物と構築物に対して定額法を、また、器具及び備品に対して定率法を採用している。決算整理前残高試算表では有形固定資産の減価償却費を販売費及び一般管理費に計上済みである。その後、次の(2)及び(3)の事項が判明した。
 - (2) 決算整理前残高試算表の販売費及び一般管理費に含まれている修繕費勘定に計上された取引を検討したところ、 X4 年 10 月 1 日に支出した 2,000 千円は構築物として計上すべきものであった。当該資産の耐用年数は 20 年、残存価額はゼロである。なお、当該支出と同時に事業の用に供している。

(3) 決算整理前残高試算表の器具及び備品勘定に計上された取引を検討したところ、X4年7月 1日に取得すると同時に事業の用に供していた備品(取得原価4,080千円)をX5年3月31日に 売却したが当該売却の会計処理が未処理であった。当該資産に適用していた償却率は0.500で ある。また、既に入金されている売却代金2,988千円は、仮受金勘定に計上されている。

7 ソフトウェアに関する事項

決算整理前残高試算表のソフトウェア勘定の内訳は次のとおりである。

いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減効果が確実と認められる。

営業管理システムに係るソフトウェアは、前期まで利用可能期間を5年として償却計算を実施 しており、当該利用可能期間及び償却計算は適正である。当期の償却計算は未処理である。

| システム | 取得価額(千円) | 利用開始時期 | 備考 |
|-------------|----------|---------|--|
| 営 業 管 理システム | 27,600 | X3年4月1日 | 当期において利用可能期間を見直した結果、利用開始時期からの利用可能期間は4年が適切であると判明したため、当期からの償却計算は利用可能期間を4年として行う。なお、上記事項は誤謬ではない。 |
| 事務管理システム | 1,200 | 制作中 | 期中に社内で制作を開始したが、期 末現在、制作中である。 |

8 電子記録債務に関する事項

決算整理前残高試算表の支払手形勘定に含まれている電子記録債務 47,860 千円は、金額的な 重要性が増したことから、当期末より、電子記録債務の科目をもって、貸借対照表上、別に掲記 することとした。

9 借入金に関する事項

決算整理前残高試算表の借入金勘定の内訳は次のとおりである。なお、経過利息の会計処理が 未処理である。

(1) 借入金のうち 80,000 千円は、 X4 年 11 月 1 日に借り入れたものである。 X5 年 10 月 31 日 に一括返済するものであり、利率は年 0.75 %である。借入時に利息は全額現金で支払い、支払利息として会計処理済みである。

また、借入れに際して保証料600千円を前払いしたが、仮払金勘定に計上したのみである。なお、当期に帰属する保証料は、支払利息として会計処理する。

(2) 借入金のうち 200,000 千円は、 X4 年 10 月 1 日に借り入れたものである。 X5 年 9 月 30 日 を第 1 回とし、 X9 年 9 月 30 日まで毎年 9 月 30 日に元金均等返済を行い、利息も元金返済時に支払う。利率は年 1.5 %である。

10 転換社債型新株予約権付社債に関する事項

甲社は X4 年 4 月 1 日に、転換社債型新株予約権付社債を発行したが、入金額を仮受金勘定に 計上したのみである。当該社債の会計処理に関して従来から継続して、払込金額に一括法を採用 し、また、償却原価法(定額法)を採用している。

| 発行価額 | 100,000 千円 |
|------|------------------|
| 払込金額 | 90,000 千円 (割引発行) |
| 償還期限 | X14年3月31日 |
| 利率 | 0 % |

X5年3月31日に、上記転換社債型新株予約権付社債の全てについて新株予約権の行使の請求があり、新株を発行したが、会計処理が未処理である。新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの金額(転換価格)は100千円とする。新株の発行時に出資された額は全て資本金とする。

11 従業員賞与に関する事項

従業員賞与については、 X5 年 6 月の夏期賞与(支給対象期間は X4 年 12 月から X5 年 5 月)の 支給額が 37,050 千円と見込まれており、当期に負担すべき金額を賞与引当金に計上する。

また、決算整理前残高試算表の賞与引当金勘定の金額は前期末残高であり、 X4 年 6 月の支給 分は全額を販売費及び一般管理費に含まれている従業員給与及び賞与勘定に計上している。

X4年6月の賞与支給時に、前期末の実際引当額と引当すべきであった金額24,009千円に差異があることが判明した。原因を調査したところ、前期末の引当計算に誤謬が発見され、この誤謬を訂正するため期首の賞与引当金及び繰越利益剰余金を修正再表示することとしたが、会計処理が未処理である。

賞与引当金は修正再表示を含めて税効果会計を適用する。なお、賞与引当金に対する法定福利 費は考慮する必要はない。

12 役員賞与に関する事項

X5年6月開催予定の株主総会において、当期の職務執行に対する役員賞与1,500千円の支出を決議事項とすることとしたが、会計処理が未処理である。

13 退職給付に関する事項

甲社は確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、甲社は従業員が300人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法(簡便法)を採用している。なお、決算整理前残高試算表の退職給付引当金勘定の金額は前期末残高であり、退職給付に係る会計処理が未処理である。

(1) 退職一時金制度における自己都合要支給額、企業年金制度における年金財政計算上の数理債務及び年金資産の額は、次のとおりである。なお、年金資産の額は、公正な評価額である。

(単位:千円)

| | 退職一時金制度 | 企業年金制度 | |
|-----|----------|------------------|--------|
| | 自己都合要支給額 | 年金財政計算上の 数理債務 | 年金資産の額 |
| 当期末 | 81,330 | 90,890 | 46,920 |
| 前期末 | 71,490 | 75,880 | 33,780 |

- (2) 当期における退職一時金の支給額は3,250千円、退職年金への拠出金は9,480千円であり、いずれも仮払金勘定に計上している。また、当期における年金給付支払額は2,010千円であった。
- (3) 退職給付引当金は税効果会計を適用する。

14 配当に関する事項

X4年6月に開催された定時株主総会において、1株当たり800円(配当財源は繰越利益剰余金)の金銭による配当を行うことが決議され、配当金は全額支払済みであるが、配当額を仮払金勘定に計上したのみで会計処理が未処理である。配当金に係る源泉所得税は考慮しない。

加えて、繰越利益剰余金の配当をする場合に定められた利益準備金の積立ての会計処理が未処理である。

併せて繰越利益剰余金を財源とする 20,000 千円の別途積立金の積立てが決議されているが、 会計処理が未処理である。

なお、 X4 年 3 月 31 日現在における発行済株式数は 5,000 株であった。

15 諸税金に関する事項

(1) 当期に納付した前期分の事業税の確定税額は5,500千円であった。各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。

(2) 当期の確定年税額(中間納付額控除前)は、法人税及び住民税が89,000千円、事業税が27,300千円(付加価値割及び資本割により算定された税額1,800千円を含む。)、消費税等が36,300千円である。

決算整理前残高試算表において、法人税及び住民税の中間納付額 22,600 千円並びに事業税の中間納付額 4,600 千円は法人税等勘定に、消費税等の中間納付額 14,800 千円は仮払金勘定に計上されている。

- (3) 消費税等については、確定納付税額を未払消費税等に計上し、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺残高との差額があれば、雑損失又は雑収入で処理するものとする。
- (4) 事業税の未払計上額は税効果会計を適用する。

【資料4】 個別注記表(一部抜粋)

- 1. 重要な(アーン)に係る事項に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間に基づく(イーー)を採用しております。

2. (ウ)の変更に関する注記

電子記録債務は、従来、貸借対照表上、支払手形に含めて表示しておりましたが、当事業年度より、電子記録債務として表示しております。

3. (エ)の変更に関する注記

営業管理システムに係るソフトウェアは、従来、利用可能期間を5年として償却を行ってきましたが、当事業年度において利用可能期間を4年に見直し、将来にわたり変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

担保に供している資産 投資有価証券 (オ)千円 有形固定資産の減価償却累計額 (カ)千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の数 (キー)株 当事業年度末における自己株式の数 (クー)株